

# このプリントは、保存して自然災害時等に確認してください

令和3（2021）年4月12日

保護者の皆さま

茨木市立郡山小学校

校長 荒木 淳

## 自然災害時等の措置について

茨木市では、地震の発生や気象警報が発令された場合について、次のように定めています。

### 【地震発生時の措置】

#### ◎ 震度5弱以上の地震が発生した場合

- ・ 始業前に発生 → 臨時休校
- ・ 授業中に発生 → 授業中止

（状況により学校待機、保護者へ引き渡し）

#### ◎ 震度5弱未満の地震が発生した場合

学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。

※臨時休校の期間は、被害状況により異なるため、学校より連絡します。

### 【気象警報発令時の措置】

茨木市（北大阪）に『暴風警報』または『特別警報』が発令された場合だけ、次の措置をとります。

① 午前7時の時点で、『暴風警報』または『特別警報』が発令されている場合  
自宅待機

② 午前9時までに『暴風警報』または『特別警報』が解除された場合  
解除された時点で、増水箇所等安全に注意しながら登校  
※給食はあります

③ 午前9時の時点で、『暴風警報』または『特別警報』が引き続き発令されている場合  
臨時休校（登校させずに、ご家庭で安全にすごすようにしてください）

※登校後に『暴風警報』または『特別警報』が発令された場合は、原則としてその時点で下校となります。